

えんむすび介護職員初任者研修 学則

(事業者の名称・所在地)

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。
株式会社 縁
茨城県潮来市牛堀 707-3

(目的)

第2条 高齢者の増加かつ多様化するニーズに対応した良質の「介護サービス」の提供を実現するため必要な知識と技術を有する質の高い介護職員の養成を図ることを目的としている。

(実施形式)

第3条 前条の目的を達成するために次の研修事業(以下研修という)を実施する。
介護職員初任者研修課程(通信形式)

(研修事業の名称)

第4条 研修事業の名称は次のとおりとする。
えんむすび介護職員初任者研修

(研修期間)

第5条 平成 29 年 1 月 15 日～平成 29 年 4 月 23 日

(研修定員)

第6条 20 名

(受講対象者)

第7条 受講対象者は次のとおりとする。

- ・茨城県近郊在住、在勤等でスクーリングに参加可能な方
- ・介護職員として介護サービスに従事しようとする方、または従事している方
- ・修学に支障のない程度で心身ともに健康である方

(研修参加費用)

第8条 研修参加費用は次のとおりとする。
70000 円(テキスト代込み)

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

(研修実施場所)

第10条 前条の研修を行うためにしようする講義及び演習会場は次のとおりとする。

株式会社 縁 デイサービスセンター えんむすび
茨城県潮来市牛堀 707-3

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は別紙「担当講師一覧」のとおりとする。但し講師の都合により変更になる場合がある。

(募集手続き)

第12条 募集手続きは次のとおりとする。

- ・当社指定の申し込み用紙に必要事項を記載の上、期日までに申し込む。但し、定員に達した時点で申し込みは終了する。
- ・受講生の決定後、受講決定通知書を受講生あてに通知する。
- ・受講決定通知書を受け取った受講生は、指定の期日までに受講料を納付する。
- ・当社は受講料等の納付・本人確認後、教材を配布する。

(通信形式による実施方法)

第13条 通信形式については、次のとおり実施する。

(1) 学習方法

開講日に配布する全3回の添削課題を提出期限までに提出することとする。ただし、合格点に達しない場合は、合格点に達するまで再提出を求める。

第1回の提出日 スクーリング3日目の講義開始前

第2回の提出日 スクーリング6日目の講義開始前

第3回の提出日 スクーリング9日目の講義開始前

(2) 評価方法

添削課題については、課題の理解度及び記述の的確性・論理性に応じて次のとおりの評価を行うこととする。なお、100点を満点評価とし

A 評価:90点以上

B 評価:80点以上～89点以下

C 評価:70点以上～79点以下

D 評価:70点未満

D 評価については課題の再提出後、再度評価する。

(修了の認定)

第14条 修了の認定は、第7条に定めるカリキュラムを全て履修し、次の修了評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められた者に対して行う。

- (1) 修了評価は、担当講師が科目ごとに行い、その評価をまとめて項目全体の評価を行う。
- (2) 修了評価は、筆記試験により行う。ただし、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価については、併せて技術試験も行う。
- (3) 認定基準は、次のとおり。理解度の高い順に A、B、C、D の4区分で評価した上で、C以上の評価の受講者を評価基準を満たした者としてにんていする。評価基準に達しない場合は、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。その場合の再評価費用は、無料とする。

認定基準(100点を満点とする)

A 評価:90点以上

B 評価:80点以上～89点以下

C 評価:70点以上～79点以下

D 評価:70点未満

(修了証明書の交付)

第15条 第12条により修了を認定され、研修受講料を全額納付した者には、修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。

(修了者管理の方法)

第16条 修了者管理については次により行う。

- ・修了者は修了者台帳に記載し、茨城県で指定された様式に基づき知事に報告する。
- ・修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行うことができる。尚、再発行依頼の際には依頼者は下記のものを出し物とする。

① 再発行の手続きには身分証明書

② 講習時より住所が変更になった場合は住民票の写し

*再発行料金 540円(修了証明書及び修了証明書(携帯用)ごとに)

(科目の免除)

第17条 科目の免除は、一切認めないものとする。

(補講について)

第18条 研修の一部を欠席した者でやむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を履修したものとみなす。補講日時は当社指定日に行う。

補講における授業料は 1.5時間の科目・・・3000円

2時間の科目・・・5000円

3時間の科目・・・6000円

3.5時間の科目・・・7000円 を受講者負担とする。

(研修欠席者の扱い)

第19条 理由にかかわらず、研修開始時刻に遅刻した場合は欠席とする。やむをえず欠席する場合、事前、事後ともに「欠席届」を提出する。

(受講の取り消し及び除籍)

第20条 次に該当する者は、受講の取り消しもしくは除籍とすることができる。

受講料の返金は原則行わない。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者
- (3) 受講者自ら受講継続の意思のないことを申し出た者
- (4) 規定する研修期間(8ヶ月以内)を過ぎた者

(受講者の本人確認の方法)

第21条 受講申し込み受付の際に、下記により本人確認を行う。

- ・健康保険証の提示
- ・運転免許証の提示
- ・国家資格を有する者については、免許証または登録証の提示
- ・パスポートの提示
- ・戸籍抄本もしくは住民票の提出

(その他の留意事項)

第22条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

・研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合は対応する。

苦情受付部署： えんむすび介護職員初任者研修 電話 0299-64-6620

・事業実施により知り得た受講者の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

・受講者が受講中に知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。

(施行細則)

第23条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当社がこれを定める。

(附則)

この学則は平成 29 年 1 月 1 日から施行する。